

資料編

YANAGAWA





柳川市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柳川市が設置する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担当事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担 任 事 務
市 長	柳川市総合計画審議会	市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編さん委員会	市史編さんに関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編集委員会	市史の編集、執筆及びそれに必要な調査研究を行うこと。
	柳川市男女共同参画推進協議会	男女共同参画の推進に関する調査研究及び審議を行うこと。
	柳川市交通安全推進協議会	市の交通安全対策に関する計画の作成及び実施を推進すること。
	柳川市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長、助役及び収入役の給料の額について審議すること。
	柳川市補助金等審査委員会	市が交付する補助金等について審査すること。
	柳川市市有財産審議会	普通財産売払い等の適正を期するため調査及び審議を行うこと。
	柳川市老人保健福祉計画審議会	老人保健福祉計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム等の入所措置の適正を期するため必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市在宅介護支援推進委員会	在宅介護支援センターの事業計画、運営等について協議すること。
	柳川市人権・同和対策推進協議会	同和対策の推進に関する事項について調整及び協議を行うこと。
	柳川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりのための企画、立案等について協議すること。
	柳川市予防接種健康被害調査委員会	市が行う予防接種業務により生じた健康被害について医学的見地から必要な調査及び助言等を行うこと。
	柳川市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量や再利用等について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市国土調査実施推進委員会	国土調査に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
教育委員会	柳川市立学校通学区審議会	市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市就学指導委員会	心身障害児の障害の種類及び程度の判別、並びに就学指導について調査及び審議を行うこと。
	柳川市学校給食審議会	学校給食に関する事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川市古文書館協議会	館長の諮問に応じ、古文書館の運営に関し調査及び審議を行うこと。
	柳川市文化財専門委員会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査及び審議を行うこと。

柳川市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例（平成17年柳川市条例第29号）第3条の規定に基づき柳川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、柳川市総合計画に関する事項に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体において推薦された者
- (3) 市民代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任させるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。



第1次柳川市総合計画審議会委員名簿

	氏名	所属・役職名	役職
知識経験を有する者(5人)	河野 泰治	福岡大学工学部・教授	会長
	北嶋 藤孝	福岡県山門保健福祉環境事務所・所長	
	待鳥 文義	柳川市農業委員会・会長	
	山田 魁夫	(山田委員は平成18年3月23日に委嘱)	
	松藤 泰輔	福岡県柳川土木事務所・所長	
	横地 景子	柳川市教育委員会・委員	
市内の公共的団体において推薦された者23人	荒牧 巧	福岡県有明海漁業協同組合連合会・代表理事会長	
	梅崎 昭彦	柳川市消防団・総括団長	
	梅崎 暁子	柳川市地域婦人会連絡協議会・会長	
	川崎 洋	柳川山門医師会・会長	
	工藤 徹	NPO法人 有明会・理事長	
	古賀くみ子	三橋ボランティア連絡協議会・事務局長	
	小宮 琢士	大和町商工会・会長	
	高山 和夫	柳川市体育協会・副会長	
	田中 彰典	柳川市保育所連盟・会長	
	友添 勲	柳川市行政区長代表委員協議会・会長	副会長
	小野村 猛	(小野村委員は平成18年5月22日に委嘱)	
	中村 年孝	西日本鉄道株式会社・鉄道事業本部営業部開発課長	
	西田 幸子	大和町福祉の会・代表	
	西田 長子	柳川市クリーン連合会・理事	
	野田 英作	連合福岡南筑後地域協議会・支部長 柳川山門三池地区連絡会・支部長	
	原田 和子	柳川市老人クラブ連合会・副会長	
	藤丸 法宏	(社)山門青年会議所・副理事長	
	松石めい子	水の会・事務局長	
	目野忠治郎	(社)柳川青年会議所・副理事長	
	目野 博子	三橋町文化協会・事務局長	
	本村 真理	柳川農業協同組合女性部・部長	
	森田 繁光	柳川市観光協会・副会長	
	森田 令子	柳川市民生児童委員協議会・主任児童委員代表	
山口 忠義	柳川市身体障害者福祉協会・会長		
市民代表3人	池上 晴美	公募委員	
	関 達也	公募委員	
	吉開 一世	公募委員	

柳川市総合計画審議会運営要領

1 目的

- (1) 審議会の審議を効率的に進めるため、部会を設置する。
- (2) 部会は、審議会から付託された事項について審議する。

2 名称及び付託事項

部会の名称及び付託事項は、次のとおりとする。ただし、市民参画やコミュニティ、市民と行政の協働・パートナーシップなど、各部会に共通する部分については横断的に審議する。

(1) 生きがいと人づくり部会

□教育、文化、スポーツ分野

就学前教育、義務教育、高等教育、青少年健全育成、生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなど

□福祉、保健、医療分野

高齢者福祉、少子化、子育て、障害者福祉、健康づくりなど

(2) 魅力あるまちづくり部会

□生活環境分野

上水道、環境保全、リサイクル、環境衛生、防災・消防・防犯など

□市民・行財政分野

人権、男女共同参画、国際交流、情報基盤、行財政など

(3) 活力あるまちづくり部会

□都市基盤分野

交通、公共交通、中心市街地、緑地空間、住環境、河川・水路、下水道など

□産業分野

農業、水産業、商工業、観光、産業の活性化など

3 部会長

部会に部会長を置く。部会長は、各部会に属する委員の互選によって定める。

4 その他

- (1) 各部会で行われた審議内容は、審議会全体会議の席で部会長が報告する。
- (2) 審議会会長は、各部会にオブザーバーとして出席できる。

■担当部局

(1) 生きがいと人づくり部会

市民部、教育部

(2) 魅力あるまちづくり部会

総務部（大和庁舎及び三橋庁舎含む。）、市民部、議会事務局、消防本部

(3) 活力あるまちづくり部会

建設経済部、農業水産部



柳川市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 柳川市総合計画の策定に必要な事項に関し審議及び調整を行うため、柳川市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる課等の長及び主幹等の職にある者をもって組織する。

2 委員会は、計画策定作業の推進を図るため策定主任者会を設け、総合計画の案に関する事項を調査検討させることができる。

(専門部会)

第3条 委員会は、別表に掲げる専門部会（以下「部会」という。）で構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、市長が任命する。

3 部会長は、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の会議において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見等を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、総合計画策定終了までとする。

(報告)

第6条 各部会長は、会議の結果を助役、収入役、教育長及び各部長で構成する政策会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

専 門 部 会	構 成
教育・福祉専門部会	学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育推進室 図書館 福祉事務所 総合保健福祉センター 保険年金課 柳光園
都市・産業専門部会	建設課 観光まちづくり課 国土調査課 下水道課 密集住宅河川改修推進室 区画整理推進室 農政課 水路課 水産振興課 漁業団地推進室 商工振興課 水道課 農業委員会事務局
環境・市民専門部会	生活環境課 廃棄物対策課 税務課 市民課 人権・同和対策室 市民サービス課 地域サービス課 人事秘書課 総務課 財政課 電算室 総務調整課 会計課 議会事務局 消防本部総務課 監査委員事務局

柳川市総合計画策定主任者会運営要領

(趣旨)

第1条 柳川市総合計画策定委員会設置要綱(平成17年柳川市訓令第61号)第2条第2項の規定に基づき設置する柳川市総合計画策定主任者会(以下「主任者会」という。)の組織及び運営については、この要領の定めるところによる。

(組織)

第2条 主任者会は、別表に掲げる課等の課長補佐及び係長等の職にある者をもって組織する。

(作業部会)

第3条 主任者会に、別表に掲げる作業部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

2 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の会議において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見等を聴くことができる。

(報告)

第5条 各部会長は、会議の結果を柳川市総合計画策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 主任者会の庶務は、総務部企画課において処理する。

附 則

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

作 業 部 会	構 成
教育・福祉作業部会	学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育推進室 図書館 福祉事務所 総合保健福祉センター 保険年金課 柳光園
都市・産業作業部会	建設課 観光まちづくり課 国土調査課 下水道課 密集住宅河川改修推進室 区画整理推進室 農政課 水路課 水産振興課 漁業団地推進室 商工振興課 水道課 農業委員会事務局
環境・市民作業部会	生活環境課 廃棄物対策課 税務課 市民課 人権・同和对策室 市民サービス課 地域サービス課 人事秘書課 総務課 財政課 電算室 総務調整課 会計課 議会事務局 消防本部総務課 監査委員事務局



YANAGAWA

21世紀のわがまちを育む

17柳企画第233号
平成17年7月19日

柳川市総合計画審議会会長 様

柳川市長 石田 宝藏

第1次柳川市総合計画について（諮問）

柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第1次柳川市総合計画（基本構想、基本計画）について、貴審議会に諮問します。

平成18年7月10日

柳川市長 石田 宝藏 様

柳川市総合計画審議会
会長 河野 泰治

第1次柳川市総合計画について（答申）

平成17年7月19日付け、17柳企画第233号により諮問があった第1次柳川市総合計画案（基本構想、基本計画）については、柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき審議した結果、別冊のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

総合計画案の策定にあたっては、8回の全体会議と17回の部会を開催し、慎重かつ精力的に審議を重ね、各委員の意見を充分にくみ取ることにも努めました。

また、積極的な市民参画と意識変革を目的として、市民意識調査やまちづくりワークショップ、柳川市政として初めてのパブリック・コメントによって意見を収集したことは、新生柳川市のまちづくりのあるべき姿の一端を意思表示した画期的なことであり、新たな市政基盤の確立に大きな効果をもたらすことと評価します。

総合計画の実施にあたっては、将来像「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」の実現に向けて広く市民に理解と協力を求め、重点的、計画的な施策の推進を図られるようお願いいたします。

なお、本審議会として、付帯事項を添えますので、これらを尊重されるとともに、特段の配慮を要望します。

【付帯事項】

- 1 総合計画の進行管理にあたっては、行政評価を早期に導入し、市民との情報の共有に努め、分かりやすく透明性の高い行政運営を遂行すること。
- 2 自主財源・新規財源の確保や行財政改革、職員の人材育成に積極的に取り組み、自立した行政経営や慣例にとらわれない自律のまちづくりを進めること。また、市民志向の観点から経済性、効率性、有効性を追求し、成果の重視や施策・事業の「選択と集中」に努めること。
- 3 市民との協働によるまちづくりを積極的に推進し、その根幹となるコミュニティの構築による地域づくりを促進すること。
- 4 審議の過程で出された意見や市民の具体的な提言については、基本計画に基づき策定される実施計画に委ねられる事項も含まれているため、これらの意見や提言を十分に検討し、事業の推進に努めること。



計画策定の経緯

平成17年

- 3.21 新市発足
- 4.24 市長就任
- 6.1 審議会委員公募開始（～24日）
- 6.24 市民アンケート調査
中学生アンケート調査
専修・専門学校アンケート調査
- 6.28 団体懇談会
- 6.29 職員アンケート調査
- 7.1 まちづくりワークショップ参加
者募集開始
- 7.11 各課ヒアリング（～15日）
- 7.13 公募委員決定
- 7.19 第1回審議会
（市長が審議会に諮問）
- 8.21 第1回まちづくりワークショップ
（4ブロック）
- 8.28 第1回まちづくりワークショップ
（4ブロック）
- 9.1 第1回政策会議
四役インタビュー
- 9.8 市議会全員協議会報告（策定方針）
- 9.4 第2回まちづくりワークショップ
（4ブロック）
- 9.11 第2回まちづくりワークショップ
（4ブロック）
- 9.30 第2回審議会
- 11.10 第3回審議会

平成18年

- 1.5 第2回政策会議
- 1.12 第4回審議会
- 2.1 第3回政策会議

- 2.2 第5回審議会
- 2.13 第1回活力あるまちづくり部会
- 2.21 第1回生きがいと人づくり部会
第2回活力あるまちづくり部会
- 2.22 第1回魅力あるまちづくり部会
- 3.1 第3回活力あるまちづくり部会
基本構想に関するパブリック・
コメント募集開始（～31日）
- 3.2 市議会全員協議会報告（基本構想
案、パブリックコメントの実施）
- 3.16 第2回生きがいと人づくり部会
- 3.23 第2回魅力あるまちづくり部会
- 3.28 第3回生きがいと人づくり部会
第4回活力あるまちづくり部会
- 4.5 第4回生きがいと人づくり部会
第3回魅力あるまちづくり部会
- 4.13 第6回審議会
- 4.24 第4回魅力あるまちづくり部会
- 4.25 第5回活力あるまちづくり部会
- 4.27 第5回生きがいと人づくり部会
- 5.12 第5回魅力あるまちづくり部会
- 5.16 第6回生きがいと人づくり部会
- 5.17 第6回活力あるまちづくり部会
- 5.22 第7回審議会
- 6.1 第4回政策会議
- 6.26 第8回審議会
- 7.10 基本構想案、基本計画案について
市長へ答申
- 8.22 市議会全員協議会報告
（基本構想概要案）
- 9.13 総合計画基本構想案が市議会9
月定例会において議決

市民参画の取り組み

計画を策定する段階から、できるだけ多くの市民の皆様に参加していただき、審議会の傍聴や審議会資料を市HPに公表するなど、市民との情報の共有に努めました。

参画方法	内容、実施結果
市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H17. 6. 24～7. 13 ・対象 20歳以上4,000人の市民 (無作為抽出) ・回収率 56.0% ・成果品 調査結果報告書、ダイジェスト版
中学生意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H17. 6. 24～7. 8 ・対象 市内中学3年生759人 ・回収率 95.7% ・成果品 調査結果報告書、ダイジェスト版
専修・専門学校生意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H17. 6. 24～7. 8、7. 11～7. 20 ・対象 市内3校519人 ・回収率 74.2% ・成果品 調査結果報告書、ダイジェスト版
職員意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H17. 6. 29～7. 8 ・対象 602人 ・回収率 89.4% ・成果品 調査結果報告書、ダイジェスト版
団体懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H17. 6. 28～7. 7 ・参加 65団体、112人 ・成果品 団体懇談会意見結果まとめ資料 分野別市民ニーズ取りまとめ資料
まちづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 第1回目H17. 8. 21、8. 28 第2回目H17. 9. 4、9. 11 ・参加 8ブロック、127人、3グループ ・成果品 まちづくりワークショップ提言書 分野別市民ニーズ取りまとめ資料
パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 H18. 3. 1～3. 31 ・対象 基本構想(案) ・結果 6人、23件の意見受付 ・成果品 パブリック・コメント結果まとめ

第 1 次柳川市総合計画

平成19年 2 月発行

編集・発行 柳川市総務部企画課

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地 1

電 話 0944-73-8111

F A X 0944-74-5520

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>



柳川市